

調査表4－1

市区町村別集計項目（推進体制等）

															宮崎県			
															市区町村数	26		
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無		
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況		
						22	24	25				25						
45	201	宮崎市	文化・市民活動課	1	2	1	1	宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例	2005年10月1日	2006年1月1日		第3次宮崎市男女共同参画基本計画	2024.4.1	～	2030.3.31	1	1	
45	202	都城市	地域振興課	1	2	1	1	都城市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月22日	2006年10月1日		第4次都城市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
45	203	延岡市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	延岡市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日		第3次のべおか男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
45	204	日南市	市民生活部地域自治課	1	2	1	1	日南市男女共同参画社会づくり審議会	2009年3月30日	2009年3月30日		第2次日南市男女共同参画基本計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
45	205	小林市	市民課	1	2	1	1	小林市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2010年3月23日		第3次小林市男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2032年3月	1	2	
45	206	日向市	人権・同和行政・男女共同参画推進室	1	1	1	1	日向市男女共同参画推進条例	2008年2月28日	2008年4月1日		第6次日向市男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
45	207	串間市	市民協働課	1	2	1	1	串間市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		第2次串間市男女共同参画基本計画	2015年4月1日	～	2025年3月31日	2	1	
45	208	西都市	市民課	1	2	1	1	西都市男女共同参画推進条例	2004年3月25日	2004年4月1日		第4次西都市男女共同参画プラン	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
45	209	えびの市	総務課 人権啓発室	1	2	1	1	えびの市男女共同参画推進条例	2009年12月17日	2010年4月1日		第4次えびの市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
45	341	三股町	総務課	1	2	1	1	三股町男女共同参画推進条例	2014年6月27日	2014年7月1日		第2次三股町男女共同参画プラン(改訂版)	2022年4月	～	2025年3月	1	1	
45	361	高原町	総務課	1	2	1	1	高原町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日		高原町男女共同参画基本計画(改訂版)	2024年4月	～	2034年3月	1	1	
45	382	国富町	企画政策課	1	2	2	1	国富町男女共同参画推進条例	2022年3月14日	2022年4月1日		第3次国富町男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
45	383	綾町	総合政策課	1	2	1	1	綾町男女共同参画推進条例	2016年10月1日	2016年10月1日		第一次綾町男女共同参画基本計画	2017年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
45	401	高鍋町	総務課	1	2	1	1	高鍋町男女共同参画推進条例	2020年3月23日	2020年4月1日		第2次高鍋町男女共同参画プラン	2016年4月1日	～	2026年3月31日	2	1	
45	402	新富町	総合政策課	1	2	1	1	新富町男女共同参画推進条例	2022年12月14日	2022年12月14日		第3次 新富町男女参画計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
45	403	西米良村	総務課	1	2	2	2	西米良村男女共同参画推進条例	2014年3月11日	2014年4月1日		西米良村男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
45	404	木城町	総務財政課	1	2	1	1	木城町男女共同参画推進条例	2017年3月21日	2017年4月1日							1	
45	405	川南町	総務課	1	2	1	1	川南町男女共同参画社会形成促進条例	2014年12月19日	2014年12月19日		川南町男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
45	406	都農町	総務課	1	2	1	1	都農町男女共同参画推進条例	2019年3月14日	2019年4月1日		都農町男女共同参画基本計画	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
45	421	門川町	総務課	1	2	1	1	門川町男女共同参画推進条例	2020年3月10日	2020年4月1日		第3次かどがわ男女共同参画基本計画	2024年4月	～	2029年3月	1	2	
45	429	諸塚村	総務政策課	1	2	2	2				3	諸塚村男女共同参画基本計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
45	430	椎葉村	総務課	1	2	1	1	椎葉村男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		第2次椎葉村男女共同参画基本計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
45	434	美郷町	総務課	1	2	1	1	美郷町男女共同参画推進条例	2018年3月9日	2018年4月1日		美郷町男女共同参画計画	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
45	441	高千穂町	企画観光課	1	2	1	1	高千穂町男女共同参画推進条例	2015年10月1日	2015年10月1日		第2期高千穂町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
45	442	日之影町	地域振興課	1	2	2	1	日之影町男女共同参画推進条例	2017年3月2日	2017年4月1日		日之影町男女共同参画計画	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
45	443	五ヶ瀬町	総務課	1	2	1	1	五ヶ瀬町男女共同参画社会づくり推進条例	2020年3月23日	2020年3月23日		第6次五ヶ瀬町総合計画	2021年4月	～	2031年3月	2	2	

＜選択肢回答＞

所属		庁内連絡会議		男女共同参画に関する条例		男女共同参画に関する計画		現在の状況	
1 首長部局		1 有		現在の状況		女性活躍推進法の推進計画との関係		1 策定予定有	
2 教育委員会		2 無		1 2025年3月末までの制定を目途に検討中		1 一体		2 策定予定無	
				2 2024年度以降の制定を目途に検討中		2 一体でない			
事務所掌		諮問機関		3 その他		計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)			
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課		1 有		4 検討していない		1 単独計画として策定			
2 1ではない		2 無				2 総合計画の一部として策定			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			施設管理			事業運営		
												単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者 そ 他	直 営	指 定 管 理 者 そ 他
			4							0	4	2	2	0	2	2	1
45	201	宮崎市	宮崎市男女共同参画センター	パレット	880-0879	宮崎県宮崎市宮崎駅東3丁目6-7	0985-25-2055	0985-25-2056	https://pal-let.jp		○		○			○	
45	202	都城市	都城市男女共同参画センター		885-8555	都城市姫城町6-21	0986-23-2121	0986-21-3034	https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp		○	○			○		
45	203	延岡市	延岡市男女共同参画センター		882-0816	宮崎県延岡市桜小路360番地2	0982-22-7056	0982-23-1145	無		○	○			○		○
45	204	日南市															
45	205	小林市															
45	206	日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム	さんぴあ	883-0046	宮崎県日向市中町1-31	0982-50-0300	0982-50-0301	http://sun-pia.com/		○		○			○	
45	207	串間市															
45	208	西都市															
45	209	えびの市															
45	341	三股町															
45	361	高原町															
45	382	国富町															
45	383	綾町															
45	401	高鍋町															
45	402	新富町															
45	403	西米良村															
45	404	木城町															
45	405	川南町															
45	406	都農町															
45	421	門川町															
45	429	諸塚村															
45	430	椎葉村															
45	434	美郷町															
45	441	高千穂町															
45	442	日之影町															
45	443	五ヶ瀬町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額(千円)	問6－8 主な事業									
					常勤の定員が(任用職員)	非常勤(雇用)の定めがある職員		広報啓発	講座	相談事業	情報提供・情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	4	3	4	1	1	2	0	0	
45	201	宮崎市	宮崎市男女共同参画センター	2015年12月1日	8	12	42,354	○	○	○	○		○	○			ファミリー・サポート・センターの事業(子ども預かり等)
45	202	都城市	都城市男女共同参画センター	2005年3月1日	2	3	2,084	○	○	○	○						
45	203	延岡市	延岡市男女共同参画センター	2004年4月1日	2	2	5,654	○	○	○	○	○		○			
45	204	日南市															
45	205	小林市															
45	206	日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム	2001年7月1日	0	3	6,757	○	○		○						
45	207	串間市															
45	208	西都市															
45	209	えびの市															
45	341	三股町															
45	361	高原町															
45	382	国富町															
45	383	綾町															
45	401	高鍋町															
45	402	新富町															
45	403	西米良村															
45	404	木城町															
45	405	川南町															
45	406	都農町															
45	421	門川町															
45	429	諸塚村															
45	430	椎葉村															
45	434	美郷町															
45	441	高千穂町															
45	442	日之影町															
45	443	五ヶ瀬町															

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード								
			問8-1			問8-2																(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)											
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他			
45	201	宮崎市	40.0	2030年3月		147	140	2,259	675	29.9	①地方自治法第138条の4第3項の規定により法律または条令により設置する附属期間 ②要綱等により定められたもので合議制の組織形態をもち、審査、諮問、調査などを職務とする機関	63	59	1,655	498	30.1	6	5	45	10	22.2	58	7	12.1	59	7	11.9	1		1		1			
45	202	都城市	40.0	2026年3月		113	96	1,828	618	33.8		25	24	345	102	29.6	6	4	40	12	30.0	45	9	20.0	46	9	19.6	1		1		1			
45	203	延岡市	40.0	2032年3月		54	54	882	267	30.3	・地方自治法第180条の5・地方自治法第202条の3・規則、要領、要綱等に基づく審議会等	23	23	382	128	33.5	6	6	36	11	30.6	44	2	4.5	45	2	4.4	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
45	204	日南市	35.0	2026年3月		49	44	686	202	29.4	条例・要綱・規則の範囲	48	43	676	200	29.6	6	3	49	5	10.2	46	11	23.9	47	11	23.4	1		1		1			
45	205	小林市	40.0	2032年		42	39	620	142	22.9		16	15	256	75	29.3	6	5	35	9	25.7	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1			
45	206	日向市	40.0	2027年3月		61	56	845	228	27.0	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等。要綱等により設置されている懇談会、会議等。	25	24	376	103	27.4	6	5	30	8	26.7	40	4	10.0	41	4	9.8	1		1		1			
45	207	串間市	50.0	2030年3月		34	31	450	116	25.8	市で作成のガイドラインに基づいて設置されている付属機関、私的諮問機関	23	21	298	78	26.2	6	5	29	7	24.1	34	4	11.8	35	4	11.4	1		1		1			
45	208	西都市	33.0	2025年3月		58	54	852	248	29.1	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会、会議等	23	21	290	67	23.1	4	4	43	8	18.6	38	3	7.9	39	3	7.7	1		1		1			
45	209	えびの市	40.0	2028年3月		61	53	778	185	23.8	地方自治法(第202条の3・第180条の5)・要綱等により設置されている審議会等	26	23	327	64	19.6	6	5	43	15	34.9	30	3	10.0	31	3	9.7	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日		
45	341	三股町	40.0	2025年3月		9	6	75	11	14.7	町議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員、都市計画審議会、行政事務連絡員、社会教育委員、男女共同参画審議会	14	13	156	35	22.4	6	3	23	4	17.4	43	3	7.0	44	3	6.8	1		1		1			
45	361	高原町	40.0	2033年3月		7	7	98	21	21.4	地方自治法第二百二条の三に基づく審議会	19	10	167	31	18.6	6	4	32	5	15.6	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1			
45	382	国富町				0	0	0	0			12	11	139	39	28.1	6	3	33	6	18.2	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1			
45	383	綾町				0	0	0	0			10	10	69	18	26.1	6	5	26	7	26.9						1		1		1				
45	401	高鍋町	30.0	2026年3月		55	37	564	132	23.4	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	16	15	199	53	26.6	4	3	17	6	35.3	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1		1			
45	402	新富町	29.0	2026年3月		26	24	320	106	33.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会など	37	22	275	97	35.3	4	3	27	6	22.2	42	8	19.0	43	8	18.6	1		1		1			
45	403	西米良村				0	0	0	0			5	2	57	3	5.3	4	3	16	4	25.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1		2	2023年4月1日	1			
45	404	木城町				0	0	0	0			9	9	150	25	16.7	4	3	17	5	29.4	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1			
45	405	川南町	40.0	2025年3月		15	15	216	54	25.0	法律、条令、規則、要綱等により設置されている審議会等	11	11	140	33	23.6	4	2	19	5	26.3	29	2	6.9	30	3	10.0	2	2019年4月1日		1		1		
45	406	都農町				0	0	0	0			15	14	177	32	18.1	4	3	19	5	26.3	43	5	11.6	44	5	11.4	1		1		1			
45	421	門川町	50.0	2029年3月		9	8	82	26	31.7		9	8	83	26	31.3	5	2	29	5	17.2	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1			
45	429	諸塚村				0	0	0	0			11	10	120	26	21.7	4	4	20	6	30.0	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1			
45	430	椎葉村	35.0	2027年3月		28	22	318	52	16.4	法律、条例、要綱、規則等により設置されている審議会等。	14	10	165	20	12.1	5	3	28	5	17.9	13	0	0.0	14	0	0.0	1		2	2024年8月1日	2	2024年8月1日		
45	434	美郷町	30.0	2025年3月		23	20	236	52	22.0		14	13	151	33	21.9	5	3	34	4	11.8	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1			
45	441	高千穂町	30.0	2027年3月		22	19	248	76	30.6		23	20	263	77	29.3	5	2	42	5	11.9	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1			
45	442	日之影町	30.0	2028年3月		16	15	189	25	13.2		16	15	177	30	16.9	5	4	29	7	24.1	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1			
45	443	五ヶ瀬町				0	0	0	0			4	3	63	11	17.5	5	4	31	8	25.8	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長 、 自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				1		9	0	0.0	11	0	0.0	17	0	0.0	17	0	0.0	2,632	111	4.2
45	201	宮崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							715	35	4.9
45	202	都城市				1	0	0.0	2	0	0.0							297	9	3.0
45	203	延岡市	2000年1月15日	男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	2	0	0.0						385	36	9.4
45	204	日南市				1	0	0.0	1	0	0.0							153	2	1.3
45	205	小林市				1	0	0.0	1	0	0.0							57	3	5.3
45	206	日向市				1	0	0.0	0	0								96	7	7.3
45	207	串間市				1	0	0.0	1	0	0.0							150	3	2.0
45	208	西都市				1	0	0.0	1	0	0.0							131	2	1.5
45	209	えびの市				1	0	0.0	1	0	0.0							64	1	1.6
45	341	三股町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
45	361	高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
45	382	国富町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	2	3.2
45	383	綾町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	2	9.1
45	401	高鍋町										1	0	0.0	1	0	0.0	84	2	2.4
45	402	新富町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
45	403	西米良村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
45	404	木城町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	2	5.0
45	405	川南町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
45	406	都農町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
45	421	門川町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
45	429	諸塚村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
45	430	椎葉村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
45	434	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
45	441	高千穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	0	0.0
45	442	日之影町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
45	443	五ヶ瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)					審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)
														12	12	264	89	33.7	7	1	21	1	4.8						
		宮崎市												1	1	65	20	30.8	0	0	0	0	0.0						
		都城市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		延岡市												1	1	15	7	46.7	0	0	0	0	0.0						
		日南市												1	1	10	2	20.0	0	0	0	0	0.0						
		小林市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日向市												3	3	51	19	37.3	0	0	0	0	0.0						
		串間市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西都市												2	2	21	6	28.6	1	1	3	1	33.3						
		えびの市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三股町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高原町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		国富町												1	1	65	20	30.8	0	0	0	0	0.0						
		綾町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高鍋町												1	1	18	5	27.8	1	0	3	0	0.0						
		新富町												1	1	3	1	33.3	0	0	0	0	0.0						
		西米良村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		木城町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川南町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		都農町												1	1	16	9	56.3	1	0	3	0	0.0						
		門川町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		諸塚村												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		椎葉村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美郷町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高千穂町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		日之影町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		五ヶ瀬町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況						問11-5																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			うち一般行政職						うち一般行政職				うち一般行政職		うち一般行政職						うち一般行政職				調査 時 点 コ ー ド	その他	防 災 ・ 局 機 関 管 理	うち管理職数				調査 時 点 コ ー ド	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			管理 職 総 数	うち 女性 比率	女性 比率 (%)	うち 女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)				女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)			女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)	女性 比率 (%)</

調査時点			議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)																
都	市	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7					
道	区	区				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間はあるか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
府	町	町				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
県	村	村				ド	ド	名											
			7		1の合計	26	0	23		2			25	25	25	25	23	12	
			6		2の合計	0	20	3		23			1	1	1	1	2	0	
			3		3の合計	0	5			1			0	0	0	0	0	0	
			10		4の合計	0	1						0	0	0	0	1	0	
45	201	宮崎市	1	宮崎市議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた議員が、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (使用の承認等) 第2条 議員は、市長の承認を受けて、別表に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、旧姓を使用することはできない。 (1) 法令上戸籍における氏を使用しなければならないもの (2) 職務の遂行又は事務の執行において、誤解又は混乱を生ずる恐れがあるもの	宮崎市議会	1	2	1	宮崎議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	出産(産休)について、減額の規定はないが、他の事由による長期休業(1年)と合わせた場合には、減額の対象となりうる	1	1	1	1	1	1	1	
45	202	都城市	1	都城市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、専ら職員の間で使用している文書、輕易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	都城市議会	1	2	1	都城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週(多胎妊娠の場合にあっては、14週)前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
45	203	延岡市	3	延岡市議員旧姓使用取扱いに関する規程 (趣旨) この訓令は、日南市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、次の各号の全てに該当するものであって、おおむね別表に掲げるものとする。 (1) 法的な問題を生じるおそれなく、専ら組織内部で使用する輕易なもの (2) 職務遂行上又は事務処理上支障がなく、かつ、誤解又は混乱を生じるおそれがないもの (申請) 第3条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(別記様式第1号)により所属長を経て市長に申請しなければならない。 (承認) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳(別記様式第3号)に記載するものとする。 (中止) 第5条 前条の承認を受けて旧姓を使用している職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第4号)により所属長を経て市長に届け出なければならない。 (責務) 第6条 旧姓使用職員は、職務上旧姓を使用するに当たっては、常に市民及び他の職員に誤解及び混乱が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、第2条に規定する文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は市長が定める。	延岡市議会	1	2	1	延岡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1			
45	204	日南市	1	日南市職員旧姓使用の取扱いに関する規程 (趣旨) この訓令は、日南市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、次の各号の全てに該当するものであって、おおむね別表に掲げるものとする。 (1) 法的な問題を生じるおそれなく、専ら組織内部で使用する輕易なもの (2) 職務遂行上又は事務処理上支障がなく、かつ、誤解又は混乱を生じるおそれがないもの (申請) 第3条 職員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(別記様式第1号)により所属長を経て市長に申請しなければならない。 (承認) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳(別記様式第3号)に記載するものとする。 (中止) 第5条 前条の承認を受けて旧姓を使用している職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第4号)により所属長を経て市長に届け出なければならない。 (責務) 第6条 旧姓使用職員は、職務上旧姓を使用するに当たっては、常に市民及び他の職員に誤解及び混乱が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、第2条に規定する文書等については、常に旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は市長が定める。	日南市議会	1	2	1	日南市議会会議規則 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(別記様式第1号)に署名又は記名押印の上、議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。	2		1	1	1	1	1			

市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 道 区 府 町 村 コ コ イ イ ド ド	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
												問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7					
														議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
45	205	小林市	2		小林市議会	1	2	1	小林市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		小林市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の不支給及び減額) 第3条 議員が任期中に連続する2回の定例会の会議等を全て欠席したときは、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が傷病によりその職務を遂行することができないと医師の証明に基づき議長が認めたときは、連続して欠席した2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月から、満1年に達する月までは、議員報酬月額額の100分の60を支給する。 3 前2項の規定により議員報酬を支給しないこと、又は減額して支給することとされた議員が、定例会の会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月から議員報酬を支給する。 (期末手当の不支給及び減額) 第4条 前条第1項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月が6月又は12月であるときは、それぞれ当該月に支給することとなる期末手当は支給しない。 2 前条第2項の規定により議員報酬を減額して支給することとされた月が6月又は12月であるときは、それぞれ当該月に支給することとなる期末手当の100分の60を支給する。 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により、定例会の会議等に出席できない場合は、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 災害その他個人の責によらない事故等の場合で、議長が前号に準じると認める事由 (3) 出産	1	1	1	1	1	1									
45	206	日向市	1		日向市議会	1	2	1	日向市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2										
45	207	串間市	4		串間市議会	1	2	1	串間市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1									
45	208	西都市	2		西都市議会	1	2	1	西都市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1										
45	209	えびの市	1		えびの市議会	1	3	1	えびの市議会会議規則(昭和46年10月11日えびの市議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第88条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1										

都 道 区	府 市 町	市 区	市 区	議 員 の 選 任 の 方 法	議 員 の 選 任 の 方 法	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 兩 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
						問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
県	村	町	村	議 会 名	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
45	341	三股町	2		三股町議会	1	2	1	三股町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1
45	361	高原町	2		高原町議会	1	2	1	高原町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1		
45	382	国富町	4		国富町議会	1	2	1	国富町議会規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2					1	1	1	1	1		
45	383	綾町	4		綾町議会	1	2	1	綾町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	4		
45	401	高鍋町	1		高鍋町議会	1	2	1	高鍋町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1

道	区	府	町	市	区	町	村	議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
									間12－1	間12－2	間12－3	間12－4	間12－5		間12－6	間12－7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
								間11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間1で1。を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間1で1。を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	間3で1。を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間1で1。を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間5で1。を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
											議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																		
道	区	府	町	区	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1					
														議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。					
														1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし	問12-11で、1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理) 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他						1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
45	208	西都市												4	4	3				3		4			2						
45	209	えびの市												4	4	1	1		①えびの市議会議員政治倫理条例(平成22年えびの市条例第15号) ②えびの市議会ハラスメント根絶条例(令和4年9月28日えびの市条例第20号) ①第3条 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。 ②議員は市民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるため、議員としての高い倫理観と品位が求められる。ましてや議員の地位による影響力を不正に利用したハラスメント行為は断じて許されるものではない。 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の誹謗、中傷、風説の流布等により人権を侵害し、又は不快とされる行為(以下「ハラスメント」という。))は、他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。 また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動及び議会運営に支障を来し、議会の社会的信用並びに信頼を失うことにつながる。特に市長等に対するハラスメントは顕在化しにくい上に、不当に市長等の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な精神的、肉体的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、業務への支障につながり、市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。更には議員への市民の信頼を裏切ることになりかねない。 そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、全ての者が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、その能力を十分発揮することができるようにするため、えびの市議会は、ハラスメントを防止し、その根絶に努め、市長等の良好な勤務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、全ての議員がお互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議会内における議員間のハラスメント及び議員の地位を利用した市長等に対するハラスメントを防止し、根絶するための措置を講じ、並びにハラスメントの被害者に配慮することにより、全ての議員及び市長等が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市長等 えびの市議会基本条例(平成22年えびの市条例第14号)第9条に規定する市長等をいう。 [えびの市議会基本条例(平成22年えびの市条例第14号)第9条] (2) ハラスメント 次に掲げる行為をいう ア 相手を傷つけ、苦痛を与え、若しくは不快にさせる行為又は相手に不利益を与える行為 イ 社会的若しくは性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 ウ 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 エ 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為 (議員の責務) 第3条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる機能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成のため、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たるとを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに市長等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、市長等の人格を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると思われる事態に遭遇した時は、当該言動を行っている議員に対し厳に憤むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議長は、議員及び市長等からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係る事実関係を把握し、今後のハラスメントの防止策を講じるものとする。この場合において、議長は、事実関係の調査及び確認を行うために、ハラスメント審査会を設置することができる。 (公表等) 第6条 議長は、前条の規定により議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、市長等から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、会派を代表する者から意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。 (議長職務の代行) 第7条 議長が調査対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。 (被害者のプライバシー等の保護等) 第8条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	1	1	1	4			2					

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割												
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11			問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1											
道	区	府	町	区	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。			ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用して いる又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
														1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント規定等防止に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
														4	4	1	1				三股町議会ハラスメント根絶条例 ハラスメントは、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなる。 そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、互いに人格を尊重し、相互に信頼し合うことで、その能力を十分に発揮することができるようにするため、三股町議会はハラスメントを防止し、全ての町の職員や町の関係団体職員(以下「職員等」という。)の良好な勤務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、職員等が個人として尊厳を尊重された良好な勤務環境を確立するため、町議会議員(以下「議員」という。)によるハワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、誹謗、中傷、風説の流布等により、人権を侵害し、又は不快にされる行為(以下「ハラスメント」という。)の防止のため措置等を講ずるとともに、ハラスメントの被害者に配慮することにより、議員によるハラスメントを防止及び根絶することを目的とする。 (議長の責務) 第2条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントがあるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。 (議員の責務) 第3条 議員は、町政に携わる機能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨にしたがって、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、勤務環境を害するものであること並びに職員等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員等の人格を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、職員等に対しハラスメントに当たる行動又は言動を行っているとは認められる事態に遭遇したときは、当該行動又は言動を行っている者に対し厳に憤むべき旨を指摘するよう努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議長は、職員等からハラスメントに関する苦情の申入れがあったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係る事実を把握し、今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。 (公表等) 第6条 議会は、前条により議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表及びその他必要な措置を講じなければならない。 2 議会は、町長から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、懲罰特別委員会から意見を聞き、ハラスメントを行った議員の氏名の公表及びその他必要な措置を講じなければならない。 (被害者のプライバシーの保護等) 第7条 議員は、ハラスメントの被害者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。 (委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 議会は、この条例の施行後4年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	2	2	2	4			2
45	361	高原町	4	2	3																					2		
45	382	国富町	4	2	2																						2	
45	383	綾町	4	4	2																						2	
45	401	高鍋町	4	2	2																						2	

都 市	区	府 町	県 村	コ コ	イ イ	ド ド	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
								問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-12 問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 規 定 (倫理	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	3 ・ そ 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う研修で利用する予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
45	402	新富町						4	4	3								1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											